1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー等から家庭へ案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○） ア．申請時期を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から振り返り	ウ．随時申請を受け付けており、婚姻を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学校で申請時期を設定し、各学校申請時期から援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校を通じて教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各費目の援助額の年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
20	26	17	3	10	14	12	17	24	2	4	4	4	0	1	25	0	0	0	21	0	4	0	1	0	0	0	11	1	5	7	1	5	8
宮崎県	宮崎市	○			○		○	○			○	市外からの転入学児童生徒にもその都度案内を配付。			○				○										○	○	○		
宮崎県	都城市	○			○		○	○							○				○										○				
宮崎県	延岡市	○			○		○	○							○				○								○						
宮崎県	日南市	○				○		○			○	市が実施する就学時健診の際に説明会で書類を配布。			○				○										○	○			
宮崎県	小林市	○		○	○		○	○							○				○								○		○				
宮崎県	日向市	○	○	○	○	○		○							○				○														特になし
宮崎県	串間市	○			○	○	○	○							○				○													○	学校から制度の周知ー申請受付までしたただくことで、保護者の認知度向上を図っている。
宮崎県	西都市	○			○	○	○	○			○	各学校に対し、制度を書面で通知。市の公式LINEにて情報を発信。			○						○						○			○			
宮崎県	えびの市	○		○				○							○						○											○	全保護者に対して就学援助制度の案内を送付している。
宮崎県	三股町	○	○		○			○							○				○								○						
宮崎県	高原町			○	○	○	○			○					○							○					○	○					
宮崎県	国富町	○			○			○							○				○								○						
宮崎県	綾町	○		○	○		○	○							○				○														
宮崎県	高鍋町					○		○							○				○											○			
宮崎県	新富町	○	○	○				○		○					○				○													○	案内文書を全児童に配布
宮崎県	西米良村	○		○		○	○	○						○							○								○	○			
宮崎県	木城町			○		○	○	○							○				○								○						
宮崎県	川南町	○		○	○	○	○	○							○				○								○			○			
宮崎県	都農町					○	○	○							○						○												
宮崎県	門川町	○				○	○	○							○				○														
宮崎県	諸塚村								○						○				○													○	民生委員・児童委員の協力を仰ぎ、もれなく申請がなされるよう村民全体で取り組んでいる。
宮崎県	椎葉村			○	○	○	○	○	○	○	○	福祉保健課、社会福祉協議会等からの情報を元に関係機関を通じて断崖世帯へ書類を配布。			○				○										○				
宮崎県	美郷町	○					○	○		○					○				○								○						
宮崎県	高千穂町				○		○	○							○				○								○					○	全小中学校の全保護者へ就学支援制度の案内文書を配付し周知している。 また、学校で就学援助の必要な世帯には個別に案内を配付し周知をしている
宮崎県	日之影町					○	○	○							○				○														
宮崎県	五ヶ瀬町							○							○				○								○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにつ○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をあらかじめ徴収しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給をしていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所を通じて案内を配布	キ. 域内の小中学校で保護者及び保護者に対して案内（説明会など）を配布（対象候補がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給対象者に転勤・転居へ対応するなど、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と位置づけ）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
20	26	19	1	4	1	0	1	1	19	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	13	0	4	3	5	11	8	1	1	0	3	3	3	0	0	0	2	1	1	2
宮崎県	宮崎市	○							○											○					○														
宮崎県	都城市	○							○											○					○														
宮崎県	延岡市	○							○											○					○														
宮崎県	日南市	○							○										○							○						○	市が実施する就学時健診の際に説明会で書類を配布。							
宮崎県	小林市	○							○										○						○														
宮崎県	日向市	○							○											○			○	○	○	○													
宮崎県	串間市	○							○											○		○			○	○													
宮崎県	西都市	○							○											○		○									○	○	市の公式LINEにて情報を発信							
宮崎県	えびの市	○							○									○						○															
宮崎県	三股町	○							○										○				○		○														
宮崎県	高原町	○							○											○				○	○														
宮崎県	国富町	○							○										○			○			○														
宮崎県	綾町	○							○											○		○			○	○													
宮崎県	高鍋町	○							○											○				○		○													
宮崎県	新富町	○							○											○			○	○							○								
宮崎県	西米良村				○																																		
宮崎県	木城町						○	準要保護世帯については入学前支給を行っているが、今年度は対象者がいなかった。4月に新たに認定された準要保護世帯については、認定後に支給。																															
宮崎県	川南町	○							○									○													○	就学時健診の際に、全保護者に対してお知らせ文書を配付している。							
宮崎県	都農町	○							○											○							○			○									
宮崎県	門川町		○							○																													
宮崎県	諸塚村			○																																	○		就学前保育料・園利用料、給食費用等負担の無償化。
宮崎県	椎葉村			○																																		○	認定基準の主な要件を「非課税世帯」としており、3月以前の認定が難しいため。
宮崎県	美郷町	○							○											○								○											
宮崎県	高千穂町	○							○											○					○	○													
宮崎県	日之影町			○																															○				
宮崎県	五ヶ瀬町			○																															○				

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童自体の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．手続の簡便さから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に負担へ。また、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童等の認定について（重複可能） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、個別に応じて個別に対応	エ．財政援助制度の制約の関係により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
20	26	20	1	4	1	0	0	0	20	1	0	0	0	0	0	0	0	2	5	13	0	0	0	2	1	1	2	7	0	19	0	0	0	0	0
宮崎県	宮崎市	○							○											○										○						
宮崎県	都城市	○							○											○										○						
宮崎県	延岡市	○							○											○										○						
宮崎県	日南市	○							○										○									○								
宮崎県	小林市	○							○										○											○						
宮崎県	日向市	○							○											○								○								
宮崎県	串間市	○							○											○										○						
宮崎県	西都市	○							○											○								○								
宮崎県	えびの市	○							○									○												○						
宮崎県	三股町	○							○										○											○						
宮崎県	高原町	○							○											○										○						
宮崎県	国富町	○							○										○									○								
宮崎県	綾町	○							○											○								○								
宮崎県	高鍋町	○							○											○								○								
宮崎県	新富町	○							○										○											○						
宮崎県	西米良村				○																									○						
宮崎県	木城町	○							○											○										○						
宮崎県	川南町	○							○									○												○						
宮崎県	都農町	○							○											○										○						
宮崎県	門川町		○							○																				○						
宮崎県	諸塚村			○																					○		給食費用、中学卒業までの医療費負担無料。			○						
宮崎県	椎葉村			○																						○	認定基準の主な要件を「非課税世帯」としており、3月以前の認定が難しいため。			○						
宮崎県	美郷町	○							○											○										○						
宮崎県	高千穂町	○							○											○								○								
宮崎県	日之影町			○																				○						○						
宮崎県	五ヶ瀬町			○																				○						○						

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準単語による基準単語への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																								4.（3）でソ、タ、ツ、テ、トのいずれかに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村が独自の課税	ウ．市区町村独自の免除	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．母子及び父子及び寡婦福祉資金の貸付	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事務の調査	コ．固定的な調査	サ．学校納付金の納い遅延、滞納等が悪い者、補習等が悪い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による交付	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して現在を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場（394万円）、1.5倍（453万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低額の10倍、1.5倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ．その他	（4）（3）でソ、タ、ツ、テ、トのいずれかを選択した場合、市区町村民税課税額に掛ける係数（倍率） 係数（倍率） 倍	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村民税課税額に掛ける係数（倍率） 係数（倍率） 倍	（6）（3）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応 （1）令和5年4月以降、準要保護の認定 ア．基準となる額を引き上げ イ．基準となる額を引き下げ ウ．生活保護基準単語による影響が生じないと認定されるが、対応していない エ．その他									令和4年度
20	24	20	21	19	19	19	15	16	13	18	15	20	18	20	12	7	8	3	0	3	16	0	3	3	5	8	2	1	2	0	0	8	8	
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.14				○		○								25%未満
宮崎県	都城市																○				1					○							平成25	4	15%未満
宮崎県	延岡市																○				1.2					○							平成25	4	20%未満
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1														25%未満
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○							平成24年	4	20%未満
宮崎県	日向市															○					1.2					○							平成24	12	20%未満
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1														25%未満
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	○			○							15%未満
宮崎県	えびの市															○					1.3					○							平成25年	4	20%未満
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○				1.3					○							平成24	12	15%未満
宮崎県	高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							平成24	12	20%未満
宮崎県	国富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.14				○		○								10%未満
宮崎県	綾町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○			○				1.14				○				○						15%未満
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○				○						10%未満
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.1														15%未満
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.1			生活保護の基準額に係数（1.10）をかけた額を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。		○							平成24	4	5%未満
宮崎県	門川町	○	○																	○				（世帯の年間所得＞12・児童手当＋児童扶養手当＋特別児童扶養手当）<（第1個・第2個・保育費加算＋母子（父子）加算＋児童養育加算＋教育扶助基準加算＋住宅加算）×1．2											15%未満
宮崎県	諸塚村													○																					0%未満
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○				一人親世帯	上記（3）の認定基準とする内容と一人親世帯、学校長と民生委員の所見を総合的に判断し、認定の可否を判断している。										10%未満
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○																					10%未満
宮崎県	高千穂町		○		○							○		○											申請世帯の理由や世帯人数、所得状況、課税状況、各種手当の状況、民生委員の意見、学校の状況など総合的に判断しているため、課税対象者でも就学援助となる場合もあるし、児童扶養手当受給者でも認定とならない場合もある。										10%未満
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○																				15%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	1-1. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 補足事項
20	24	24	0	0	9	9	9	16	16	1	0	24	0	0	8	8	8	16	16	0	0	5	2	2	3	3	3	1	0	0	1	24	8	8	16	16	16	4	4	0	0	8
宮崎県	宮崎市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	18,778					○			○	22,690	14,749					
宮崎県	都城市	○								○		○						○	54,080													○			○	22,690	13,742					学用品費と通学用品費は「学用品費及び通学用品費」という費目で支給しており、第1学年は3,360円、その他の学年は11,630円が上限額となっている。支給平均額は10,326円。
宮崎県	延岡市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	11,907					
宮崎県	日南市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	13,202								○			○	22,690	13,925					
宮崎県	小林市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	11,273					
宮崎県	日向市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	11,735					
宮崎県	串間市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	12,189					
宮崎県	西都市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	13,976								日本スポーツ振興センター奨金:4月認定者のみ対象。
宮崎県	えびの市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	12,559					
宮崎県	三股町	○			○	11,830	11,830					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	13,997					
宮崎県	高原町	○			○	11,830	11,830					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690					
宮崎県	国富町	○			○	11,830	11,072					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	14,027					・「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は、実績なし。
宮崎県	綾町	○			○	11,830	11,500					○			○	51,080	51,080					○			○	40,020	0				実績なし	○			○	22,690	13,900					
宮崎県	高鍋町	○			○	11,830	11,830					○			○	51,080	51,080															○	○	13,120								・通学用品費については学用品費とまとめて支給。 ・令和5年度よりオンライン学習通信費を支給予定。1世帯当たり14,000円を支給する方向で調整中。
宮崎県	都城市	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			
宮崎県	新富町	○						○	11,420			○						○	20,470										○			○						○	10,000			
宮崎県	木城町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	17,500	9,453					
宮崎県	川南町	○			○	11,830	11,830					○			○	54,080	54,080															○	○	10,119								
宮崎県	都農町	○						○	11,630			○						○	51,080			○	○	24,624								○			○	22,690	16,629					クラブ活動費及びオンライン学習通信費については、令和4年度の実績はなし。
宮崎県	門川町	○			○	11,830	11,139					○						○	51,080													○			○	22,690	9,985					
宮崎県	諸塚村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			
宮崎県	椎葉村	○			○	11,830	11,830					○			○	54,080	51,080															○	○	実費								
宮崎県	美郷町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			所独自に、子ども医療費・給食費の単価化を実施している。校外活動費(宿泊を伴わないもの)(宿泊を伴うもの)についても、実施がなかった為、支給実績なし。
宮崎県	高千穂町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	14,800					
宮崎県	日之影町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,236								
宮崎県	五ヶ瀬町	○			○	11,830	11,830					○			○	51,080	51,080															○	○	17,744								

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
20	26	28	0	0	9	9	9	16	16	1	0	26	0	0	8	8	8	16	16	0	0	5	2	2	3	3	3	0	0	0	1	26	8	8	16	16	16	4	4	0	0	11	1
宮崎県	宮崎市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	43,639					○			○	60,910	42,589					学用品費と通学用品費は「学用品費及び通学用品費」という費目で支給しており、第1年生は23,460円、第2、3年生は22,730円が上限額となっている。支給平均額は21,340円。 体育実技用具費は車通・徒歩のみ支給しており、車通は上限額7,650円、徒歩は52,900円となっている。平均支給額は車通が1,163円、徒歩は0円（支給実績なし）。	
宮崎県	都城市	○								○		○						○	63,000													○											
宮崎県	延岡市	○						○	22,730			○						○	60,000			○			○	80,880	0					○			○	60,910	38,332					・通学費、部外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし。	
宮崎県	日南市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	18,355								○			○	60,910	41,520						
宮崎県	小林市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	38,642						
宮崎県	日向市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	42,198					校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給実績なし。	
宮崎県	串間市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	52,636						
宮崎県	西都市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	42,646								日本スポーツ振興センター掛金：4月認定分のみ対象	
宮崎県	えびの市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	46,882						
宮崎県	三股町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	60,000															○			○	60,910	44,000						
宮崎県	高原町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910						
宮崎県	国富町	○			○	22,730	22,005					○			○	63,000	60,000															○			○	60,910	43,290					・「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」と「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は、実績なし。	
宮崎県	綾町	○			○	22,730	22,671					○			○	60,000	60,000					○			○	80,880	0				実績なし。	○			○	60,910	50,546						
宮崎県	高鍋町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	42,012								・体育実技用具費、校外活動費については、実績なし。 ・通学用品費については学用品費とまとめて支給。 ・令和5年度よりオンライン学習通信費を支給予定。1世帯当たり4,000円を支給する方向で調整中。	
宮崎県	新富町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910				
宮崎県	西米良村	○						○	22,320			○						○	23,550													○						○	10,000				
宮崎県	木城町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	40,000	35,936						
宮崎県	川南町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○	○	34,860									
宮崎県	都農町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0								○			○	60,910	27,834					通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）及びオンライン学習通信費については、令和4年度の実績はなし。	
宮崎県	門川町	○			○	22,730	21,805					○						○	60,000													○			○	60,910	30,085					中学校の就学援助における体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については、集金事業なしのため支出なし。	
宮崎県	諸塚村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
宮崎県	椎葉村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	実費									全児童・生徒を対象として、 ○遠距離通学費の補助（通学距離が4km以上 1,500円／月、通学距離が6km以上 1,500円／月、その他）年11か月分 ○給食費要綱補助、地産地消食材支援などによる、実施費の負担軽減
宮崎県	美郷町	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910					町独自に、子ども医療費・給食費の無償化を実施している。校外活動費（宿泊を伴わないもの）（宿泊を伴うもの）についても、実施がなかった為、支給実績なし。	
宮崎県	高千穂町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					前年度より学校給食費平均支給額が減となっているが、令和4年度に全小中学校児童生徒分の学校給食費2ケ月分を補助したため、就学援助での支給額が減となっている。	
宮崎県	日之影町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○	○	65,000								実費費については、実績なし。	
宮崎県	五ヶ瀬町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	31,208									